

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和5年5月9日（火）10時30分～12時40分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松田室長補佐、佐藤室長補佐、新井安全審査官、植木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当3名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当5名（うちWeb会議システムによる出席3名）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当9名（うちWeb会議システムによる出席6名）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟（以下「第2棟」という）の設置）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 第2棟に関連する使用許可基準規則の適合性に係る整理表
 - 放射性物質分析・研究第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（燃料デブリ等フローについて）
 - 第2棟に係る原子炉等規制法、使用許可基準規則及びその解釈への適合性
 - 補足説明資料（まとめ資料）（5.1 燃料デブリ等のフロー）案
 - 規制庁コメントに基づく補足説明資料（まとめ資料）への反映について（5.1 燃料デブリ等フロー）
 - 補足説明資料（まとめ資料）（5.2 臨界防止）案
 - 規制庁コメントに基づく補足説明資料（まとめ資料）への反映について（5.2 臨界管理）
- 原子力規制庁は説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。
 - （使用許可基準規則の適合に係る整理表関係）
 - 使用許可基準規則関係条文への適合方針等について、措置を講ずべき事項の該当項目との関係を整理するとともに、資料作成の対象外としている条文のうち立ち入りの防止や化学薬品の漏えいによる損傷の防止など関係する条文については適合方針等を示すこと。
 - （燃料デブリ等フロー関係）
 - 審査を進める上で臨界管理対象設備や局所的な耐震評価が必要となる設備の範囲を明確化する必要があることから、第2棟を構成する構築物、系統及び機器の安全機能、運用状態、取り合い部の構造等を整理して示すこと。
 - 臨界管理上関係する燃料デブリ等の測定・分析に用いる標準試料についても、その取扱や管理に関するフロー等を示すこと。

- 作業員の手動操作により質量管理を行うとしているが、燃料デブリ等の移送等の際に想定される機器・器具の単一の故障、誤動作又は作業員の誤操作を明示するとともに、それらの発生を考慮したとしても、質量管理上の核的制限値を逸脱しないことを示すこと。
- 質量管理に用いる重量計の信頼性を確保する方策について示すとともに、質量管理上必要とされる測定結果の精度についても示すこと。
- 核燃料物質を含む放射能濃度の高い液体廃棄物及びそれを固化したものについて、臨界管理上の位置づけ及び搬出先等での取扱いを整理して示すこと。

(その他)

- 審査を進める観点から、上記の使用許可基準規則の適合に係る整理表に加えて、まとめ資料、使用許可基準規則の条文への適合方針等について整理できたものから速やかに説明すること。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- 第2棟に関連する使用許可基準規則の適合性に係る整理表
- 放射性物質分析・研究第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（燃料デブリ等フローについて）
- 第2棟に係る原子炉等規制法、使用許可基準規則及びその解釈への適合性
- 補足説明資料（まとめ資料）（V 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項 5.1 燃料デブリ等のフロー）
- 2023年3月16日規制庁コメントに基づく補足説明資料（まとめ資料）への反映について（V. 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項 5.1 燃料デブリ等フロー）
- 補足説明資料（まとめ資料）（V 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項 5.2 臨界防止）
- 2023年3月16日規制庁コメントに基づく補足説明資料（まとめ資料）への反映について（V. 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項 5.2 臨界管理）